



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 有害図書等の指定（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 特定計量器の定期検査（消費・暮らし安全課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（漁港漁場課）…………… 2
- 事業の認定（用地課）…………… 3
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（中部土木事務所）…………… 4

公 告

- 狩猟免許試験の実施（自然保護課）…………… 5
- 大規模小売店舗の新設の届出（中小企業支援課）…………… 5
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（中小企業支援課）…………… 6
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 7

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院）…………… 8

告 示

沖縄県告示第497号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	裏モノ J A P A N	12月号	株式会社鉄人社
雑誌	実話ナックルズウルトラ	vol. 11	株式会社大洋図書
雑誌	実話ナックルズ	月刊12月号	株式会社大洋図書
雑誌	実話 B U N K A タブー	12月号	株式会社コアマガジン

2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

沖縄県告示第498号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
豊見城市	令和3年2月22日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	豊見城市役所4階第1会議室
南城市大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字平良、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅、大里字嶺井、知念字安座真、知念字海野、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字具志堅、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里及び知念字吉富	令和3年2月24日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市海洋体験施設
	令和3年3月1日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市大里農村環境改善センター
	令和3年3月10日（水曜日） 午前9時30分から午後3時まで	南城市久高島離島振興総合センター
嘉手納町	令和3年2月26日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	嘉手納町役場
北谷町	令和3年3月3日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	北谷町商工業研修等施設
西原町	令和3年3月15日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	西原町町民交流センター
八重瀬町	令和3年3月17日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	八重瀬町役場
読谷村	令和3年3月19日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	読谷村役場

注意 南城市久高島離島振興総合センター以外の検査場所での検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 うるま市勝連津堅仲御嶽2841番2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県森林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第500号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 与那原町字板良敷から南城市佐敷字津波古地内まで（当添漁港）

- 2 公共測量を実施する期間 令和2年12月16日から令和3年3月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

沖縄県告示第501号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 起業者の名称 恩納村
- 2 事業の種類 あしびなー施設（仲泊地区公民館）新築工事
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 恩納村字仲泊仲泊原地内
- (2) 使用の部分 恩納村字仲泊仲泊原地内

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

あしびなー施設（仲泊地区公民館）新築工事（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である恩納村が事業主体となって、起業地内に公民館の機能と観光交流施設の機能を備えた施設を新築する事業である。当該施設は法第3条第32号に定める地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

恩納村は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

昭和33年に本件起業地である恩納村字仲泊仲泊原地内に建築された仲泊地区公民館（以下「旧公民館」という。）は、仲泊地区において地域の伝統行事、講習会、実習会等の開催、奉仕活動及び体験活動の実施等により、住民の社会福祉の増進及び地域の伝統文化の継承に重要な役割を果たしていた。

しかしながら、旧公民館は、施設の建築から59年が経過し老朽化が進んでいたことに加え、耐震基準を満たしておらず、村民が安全に安心して利用できる状況になかったことから、平成29年度に取り壊された。

このことにより、舞台を使用する豊年祭等の行事は開催ができず、仲泊地区外の他の施設で開催する敬老会等の行事は移動に要する時間等の負担から地域の高齢者の参加が難しくなっている。

また、仲泊地区において村が指定する緊急災害時における避難場所が、仲泊地区の北部に位置する仲泊小学校のみとなったことから、仲泊地区の中央部付近の住民の緊急災害時の避難に要する時間が、旧公民館が避難場所であった頃に比べ長くなっており、住民の迅速かつ安全な避難に支障をきたしている。

本件事業は、このような状況に対応するため「恩納村第5次総合計画基本構想・基本計画」に基づき計画され、旧公民館が設置されていた土地に、公民館の機能と観光交流施設の機能を備えた施設を新たに整備するものとなっている。

この施設の整備により、村民の安全安心な公民館の利用が可能となることに加え、当該施設において、仲泊地区の特色ある伝統芸能、歴史、文化財等を生かした体験学習、沖縄料理体験教室、うちな一ぐち講座等を地域の子ども及び若者並びに観光客を対象に実施することで、伝統文化の継承と誘客の促進がなされ、地域の活性化に繋がることが見込まれている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内に、文化財保護法（平成25年法律第214号）に規定された周知の埋蔵文化財包蔵地及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に規定

された動植物は、確認されておらず、確認された場合には、各関係部署と十分な調整を行うとともに、各関連法に基づき適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

当該事業は、伝統芸能が盛んで、国指定史跡である仲泊遺跡等の文化財が多く分布し、修学旅行生等の多くの観光客が訪れる仲泊地区の特色を生かし、観光交流施設としての機能と公民館の機能を備えた施設の整備を行う事業である。

本件事業の起業地の選定に当たっては、あしびな一施設整備基本構想に基づく施設の建築が可能な土地を2か所選定した上で、必要面積の確保、土地利用の容易性、事業費等の経済性等の観点から評価を行い、比較検討した結果、最も合理的である案を採用している。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が、失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

旧公民館が平成29年に取り壊されたことにより、仲泊地区において豊年祭等の伝統行事を開催することができず、伝統文化の継承、住民の行事等への参加が難しくなっているほか、緊急災害時における避難場所が1か所となることで、住民の迅速かつ安全な避難に支障をきたしており、住民及び自治会から事業を早期に施行するよう要望もなされている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に相当程度長期に供される範囲であり、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理性が認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て満たしているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 恩納村建設課

沖縄県告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年12月11日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年10月9日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字座喜味横田屋原2648番8、2648番9及び2648番9地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 4.98メートル
 - (2) 幅員 6.27メートル～6.82メートル

沖縄県告示第503号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和2年12月11日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和2年11月17日
- 3 指定に係る道路の位置 読谷村字波平前原599番6
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 23.97メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 日時及び場所

日時	場所	
	会場名	所在地
令和3年1月22日（金曜日） 午前9時から午後4時まで	座間味村歴史文化・健康づくりセンター 集会所	座間味村字座間味220番地8

- 2 受験手続 狩猟免許試験を受けようとする者は、狩猟免許申請書を令和2年12月11日（金曜日）から令和3年1月4日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時までに座間味村船舶・観光課（電話番号098-987-2320）、渡嘉敷村観光産業課（電話番号098-987-2323）又は沖縄県環境部自然保護課（電話番号098-866-2243）に提出すること。
- 3 その他 詳細については、沖縄県環境部自然保護課（電話番号098-866-2243）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年12月11日から令和3年4月11日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 届出年月日 令和2年11月13日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）古波蔵2丁目複合商業施設 那覇市古波蔵2丁目61番16ほか4筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也、株式会社セブン-イレブン・沖縄 那覇市松山1丁目3番9号 代表取締役 久鍋研二、J R九州ドラッグイレブン株式会社 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号 代表取締役 畑井慎司
- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀商事株式会社 西原町字小那覇494番地1 代表取締役 知念三也、株式会社セブン-イレブン・沖縄 那覇市松山1丁目3番9号 代表取締役 久鍋研二、J R九州ドラッグイレブン株式会社 福岡県大野城市川久保一丁目2番1号 代表取締役 畑井慎司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和3年7月14日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,181平方メートル
- (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 48台
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 17台
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 143平方メートル
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 36立方メートル
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 24時間
- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口4か所、出口4か所、出入口の位置 次の図のとおり
 (「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年12月11日から令和3年4月11日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区麴町五丁目1番地1 代表取締役 辻田泰徳、大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
- 3 届出年月日 令和2年10月7日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の住所
 変更前 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
 変更後 東京都千代田区麴町五丁目1番地1
- 5 変更の年月日 令和2年6月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があつ

た。

なお、関係書類は、令和2年12月11日から令和3年4月11日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 沖縄アウトレットモールあしびなー 豊見城市豊崎1番地188
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸、大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号 代表取締役 森田俊作
- 3 届出年月日 令和2年10月7日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び豊見城市総務企画部産業振興課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 令和2年7月31日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・20号ひめゆり三原線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市壺屋2丁目地内
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月9日 沖縄県指令土第737号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原東坂田原985番5の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 うるま市字兼箇段771番地2 仲村春吉
- 5 検査済証番号 令和2年11月19日 第4691号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

令和2年12月11日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月10日 沖縄県指令土第738号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平慶原1091番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市首里山川町3丁目8番地 知念一幸
- 5 検査済証番号 令和2年11月26日 第4693号
- 6 工事完了年月日 令和2年11月6日

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和2年12月11日

沖縄県立北部病院長 久 貝 忠 男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 アンギオシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目12番3号
- 3 落札者を決定した日 令和2年11月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社沖縄メディコ 浦添市勢理客三丁目3番11号
- 5 落札金額 149,820,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和2年9月25日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--